

NDK 電子公告調査・証明サービス ご利用料金表

<2017年1月1日 調査開始分から適用>

公告（調査）期間		本体価格（税別）	割引価格（税別）
21日未満	※1	60,000円	58,000円
(21日以上)1ヶ月以下	※2,3	115,000円	110,000円
(1ヶ月超)3ヶ月未満		130,000円	125,000円
3ヶ月以上	※4	155,000円	150,000円

割引価格について

◎ 電子メール発行 割引

電子公告調査結果通知書を電子メールで発行を希望される場合

◎ 士業 割引

「弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士」が公告主体を代理して調査を委託される場合

◎ グループ企業 割引

「グループ企業等2社以上の電子公告調査」を親会社等の同一担当者が一括して調査を委託される場合（親会社の担当者が子会社間(2社以上)の調査を委託する場合にも適用）

- ※1：特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合において、当該特定の日を公告終了日として調査の委託を行う場合は、その日は料金算定については加算しません。
- ※2：公告に定める期間内に異議を述べる事ができる旨の公告において、「公告掲載日の翌日より1ヶ月以内に異議を述べる事ができる旨」が公告文面に掲載されており、且つその公告掲載日を公告開始日として調査の委託を行う場合、その日は料金算定については加算しません。
また、公告終了日（期間の末日）が日曜日、祝日その他の休日に当り、且つ休日には取引しない慣習があるため、その翌日を公告終了日とする場合は、その日数は料金算定について加算しません。
- ※3：会社法第940条第1項第4号の規定が適用される株式会社の公告において「1ヶ月」の期間計算については、公告終了日を公告開始日の応当日の翌日（該当日が土曜日、日曜日、その他の休日に当る場合はその翌営業日）まで延長する場合、その日は料金算定については加算しません。
- ※4：6ヶ月を超える場合は、1ヶ月ごとに**本体価格25,000円（税別）**を加算します。
- ※5：公告の主体（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地）が異なる場合は、1件ごとに料金を加算します。

もちろん

2件目から1万円！（税別）

公告の主体主（商号又は名称・本店又は主たる事務所の所在地）が同一の場合に限り公告文面と公告アドレスが同じなら、公告の根拠条項が複数でも2件目からは1件あたり1万円（税別）のみ加算します。

さらに

「官報公告掲載と電子公告の調査委託」をセットでお申込いただいた場合は「本体価格」もしくは「割引価格」より**3,000円（税別）**割引します。

<弊社は独立行政法人国立印刷局選定の官報公告取次店です。>

4つのマネジメントシステム（国際規格等取得）

- ・ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ ISO9001（品質マネジメントシステム）
- ・ プライバシーマーク（個人情報保護マネジメントシステム）
- ・ ISO14001（環境マネジメントシステム）